

## 公益社団法人日本ホッケー協会 賛助会員規約

### (目的)

第1条 この規約は、公益社団法人日本ホッケー協会(以下「当協会」という)定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項及びホッケーを通じて相互理解を深めつつ当協会を財政支援し併せてホッケー競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

### (資格)

第2条 当協会の主旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した個人及び団体とする。

### (議決権)

第3条 賛助会員は当協会の総会に於ける議決権を持たない。

2、正会員の資格を有する賛助会員はこれに限らない。

### (入会)

第4条 当協会の賛助会員となるためには、理事会の承認を受けなければならない。入会を認めない場合、理由を付した書面をもって通知する。また、賛助会員は1年単位とし、年度途中にかかわらず会計年度の1年とする。

2、当協会役員は賛助会員に入会しなければならない。

### (会費及び納入)

第5条 会費は、定款第7条で規定する金額を指定された期日までに、当協会の指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

2、当協会役員賛助会費は別表のとおりとする。

3、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### (退会)

第6条 賛助会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会できる。

2、当協会役員賛助会員の退会は総会の決議による。

### (除名)

第7条 賛助会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、総会の議決によら

ず、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返還しない。また、当該賛助会員から第三者への資格の継承はできない。

- ① 当協会定款並びにこの規約に違反した場合
- ② 賛助会員が入会申込時及び届出事項変更時に虚偽の事項を届出たことが判明した場合
- ③ 賛助会員が会費の支払、その他当協会に対する債務の履行を怠った場合
- ④ 当協会の名誉を著しく傷つける行為、または賛助会員としての品位を損なう行為があったと当協会が認めた場合
- ⑤ 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合
- ⑥ 政治的、宗教的な目的で利用していると認められる場合
- ⑦ その他、当協会が賛助会員として不適当と認める相当の事由が発生した場合

#### (守秘義務)

第 8 条 当協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は当協会の許可を得ずに、会員として知り得た当協会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### (特典利用)

第 9 条 賛助会員は以下の特典を利用することができる。

- ① 有料試合にける無料招待
- ② 年 4 回発行のホッケー機関誌の無料配布

#### (個人情報)

第 10 条 当協会は、賛助会員の個人情報の重要性を十分に認識して、誠実に運営するため、個人情報の取り扱いには極めて慎重に対応し、個人情報を適正に取り扱う。

#### (規約の改廃)

第 11 条 この規約の改廃は、会長の発議により理事会が決議する。

#### (その他)

第 12 条 当協会の責に帰さない活動において、賛助会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、当協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当協会に損害を与えた場合、当協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

#### (附則)

- ① この規約は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益

財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

別表1

公益社団法人日本ホッケー協会役員は下記の賛助会費を納入する。

1、公益社団法人日本ホッケー協会役員賛助会費

会 長	年額	450,000 円
副 会 長	年額	200,000 円
名誉会長	年額	100,000 円
専務理事	年額	100,000 円
常務理事	年額	75,000 円
理 事	年額	50,000 円
監 事	年額	50,000 円

別表2

1、公益社団法人日本ホッケー協会正副会長正会員費 50,000 円